



特別区の歴史と問題点

柴田徳衛

(東京都立大学助教授)

つい先頃出された地方制度調査会の「地方制案」や、都制調査会の都区問題にたいする第一次答申案などに対応し、区側も特別区制調査特別委員会といったものが設けられ、われわれが住んでいる特別区の問題がまたまた脚光を浴びはじめたようである。

いつたいわれわれは、特別区の問題をどう考えたらよいのだろうか？ あるいは観点を変えて云えば、どこから特別区の問題があれこれと出てきたのであらうか？

この問題を私も少し考えてみたが、少し深く研究しようとすると、大変厄介な問題が次から次々出てくることが分った。こんなこと

は、むしろ読者の方たちの方がよく御存知だらうが、まず特別区の制度は都制が分らなくしては論じられない。東京港の意義や値うちを論ずるに大東京そのものを知らないではすまないようなものだ。ところで、都制のあり方を論ずるとすれば一方では三多摩や島しょのもつ関係を抜くわけにゆかないし、他方ではもうと広く、日本の地方制度全体の問題をよく理解する必要が出てくる。つまり特別区制度を一つ取上げようとすると、ズルズル芋蔓式に都制・地方制・日本の国家制度……と問題が発展させられてしまうのだ。つまり現代における日本全体の流れ、特色が分らない

と、本当に特別区のことは分らないことになつてしまふ。

いや、それのみでない。特別区の問題は、ただ行政制度や法律・条例だけではなく、毎年の財政調整の騒ぎが示すような大きな財政問題が出てくるし、これを深く知るために東京全体の経済の流れ、大都市東京の営みやその社会構成を知らないわけにはいけない。さらにそれらがよく分るために東京と世界の大都市との比較といった作業も必要だらう。

あつとも世界の大都市をうまく一部分だけ例にとりながら、わが東京の特別区制もそのような真似をしなければいけないと云うなら

じつは完全自治区論にも、完全行政区論にも都合のよいようである。「花の都パリを見よ」と云えば、なるほどひどい行政区（アローディスマン）で、第一に市長は昔の東京式に云えど府知事兼任であるし、区長さえ国の任命である。財政も区どころか市自身が国の附加税に依存し、独立性が非常に弱い。「ロンドンを見よ」と云えどこれはまた面白い財政の形が出てきそうだ。すなわちロンドンでは税務行政はすべて区側（ボロー）が行い区が一切徴税してその一部を都側とも云えるカウンティへ納入する。もしそれ式に東京でも徴税はすべて区側がするとしたら大分様子が変つてしまいそうだ。「ニューヨーク市」も徴税はすべて区側がするといふと、ともなればさらに面白い制度となつてゐる。区の数はマンハッタン・ブルックリン……と五つしかないが、その各区は自治権が非常にあらざるとも云えるし、全く市の統制下にあるとも云える。即ち、区長は公選だが、区独自の財政はなく、区の事業は市の出先にすぎない。

その代り市の最高決定機関は Board of Estimate と云ふ、こひでは市長となるんで区長も票決権（区の大きさによつて各区長のもつ

票数は違う）をもつてゐる。もし強いてこれを東京に簡略化してたとえれば「特別区は人事権も財政権もまったく都側の命令に服する。但し都の最高執行機関は都知事と公選区長の合同委員会（多数決制による）で決められ、議決に当り都知事は一人で二十二票もち、各区長は一票ずつもつ。つまり全区長が一致すれば都政は区長の意のままに動くが、仮に区長間に意見の差があれば都政は都知事の意のままに動く」という形だ。これらの詳細は「都市問題」所載の拙稿「ロンドンの研究」、「ニューヨーク市財政」など参照されたい。）

その他世界の諸都市を例に東京都制を考えまた先の芋蔓式難問を深く考えてゆくとすれば、問題は限りなく広がってしまうので、私はここで特別区制そのものを都制の立場から歴史的に眺め、その間から全くの第三者としてとくに注意したひとこと、気になることや希望したいことなどを二、三のべさせて頂くことをとする。

東京都という存在は昭和十八年に生れ、特別区という名前は昭和二十二年の自治法によつて五つに分け、それぞれの時期の問題点を抜き生れたと考えられているが、都制そのもの

は明治の始めから論議的になつてゐる。「

都制」という字そのものが、じつに古くからあらわれてゐる。例えばすでに明治二十九年

の春の第九議會に政府は「東京都制定案並に武藏県設置法律案」を提供しているし、以後明治三十四年貴族院で提出された「東京都制定案

」……と、都制という名をめぐりじつにしばしば議論がくりかえされてきたのである。つまりこん日特別区のあり方について考えうるいろいろな形が、すでに古くから論じられてきているのである。

過去五十年以上にわたる各方面からの都制論したがつて区制論は、一冊の本でも到底書き切れないほど膨大にあるから、これは専門書——例えば「都政十年史」、五大都市共同事務局「東京都制調査報告書」上・下巻、市政調査会の意見書や諸資料とくに「帝都の制度にかんする調査資料」、池田宏「東京都制論」……（それぞれ終半に区の問題が扱われる）に譲ることとしよう。

ただこれらの長い歴史を大きく四つあるいは五つに分け、それぞれの時期の問題点を抜き出してみよう。

まことに明治における区の誕生だが、明治初年に何回となく改められしいよいよ区の制度が変り（詳細は「区制沿革」（都史紀要）昭和十三年などを参照）やつと明治十一年の郡区町村編制法により十五区が成立したが、この過程ではつきりすることは、当初江戸時代からのしきたりで、さわめて自治的な原則で運営されてきた名主による町（約千六百余ほど）であった。組織の形が、次々と合併され大きくな行政単位になるとともに、その行政機関が庶民の手から遠くなつていつたことである。そして明治十一年十一月に新しい十五区役所が開かれたが、区長は従来の名主出身が多くたのに反し、華族・士族が多く身分も官吏とされた。そして区の事務は徵税・徵兵・官有地……関係のつまり國の出先的な仕事を主とするようになつた。かくて自治的色彩で運営された町が整理統合され、住民の手から遠ざかりやがて区となつた時にはかなり國の出次に明治二十二年に市制が施され東京市が誕生したが、いわゆる有名な市制特例により市長と助役は府知事及び府書記官が兼任する

ことになつた。つまり東京市はまったく自治のない國の指揮下に置かれたのである。ここから猛烈な市独立運動が始まり、いわゆる苦節十年が続いたのであるが、その時の一節を紹介すれば、「……嗚呼我東京市は何が故に此の如き不幸の境遇に立たざるを得ざる歟……：東京は日本の最大市府にして人口凡そ百四十万を有せり。加うるに人材雲の如く集り百貨積て丘をなす。区々一市の為政に於て其の余裕あるや知るべきのみ。然るに他の三十六市に許す所のものを以て独り我東京市に許さず……」（明治二十三年十一月、東京市会「市制特例廃止の建議」より）といった調子である。

そうして、明治二十年代を通じ東京市の独立運動は盛んになつていったのであるが、それはやがてただ市長を自分たち市で選びたいということのみならず、一步進んでいわゆる二重監督の弊の廃止——つまり府の指揮より独立したいという所まで發展してしまつた。いわゆる「市制特例撤廃運動」に前後して「東京特別市運動」が起つて来たわけである。政府はこれを抑えるかのとく、明治二十

九年に先にのべたような「東京都制案」を出したが、ここで大きく登場していくのが区の官選・公選の論争であり、自己の権力温存のために官選論を固執する官僚勢力と、これと結託する貴族院が、東京特別市首長官選の代償として区の自治権拡充を唱え、公選を主張する市、区の内部分裂を策したのであり、区側もまたこの官僚の態度に便乗したきらいのことである。」（大阪市行政局「東京都制の沿革と現状」昭和二十四年）と結んでい

る。

第二期は、東京市が一応独立してから大正末に至る期間が一応考えられるが、この間急速に発展しあつた東京市勢を背景に、府かの独立と市長公選を主張した市側、衆議院側と、市の区域を都として国の直接統制下に置き都長を任命制にしようとした政府・貴族院側とが大論戦を続けたのである。

後者の考え方は、中央政府の官僚的考え方をもつともよくあらわしていると思われるがその一例を当年における行政法界最大の権威として考えられていた貴族院議員・木喜徳郎博士の同院へ提出した東京都草案説明を聞くと（同案は明治二三・三五・四一年と提案されたが一木博士はそれらを通じ提案者の一人であった）まず、住民の代表たる市会を槍玉にあげ——

「東京市の如き大都會にして、其の事務は極めて変化の多いものであるに比の尤然たる大機關をして一々之を議決せしむるといふことは抑も無理なることであらうと思ひます……斯の如き大都會に於きまして主として名譽職を以て組織して居る機關をして

行政を担任せしめようとする結果と致しましては資産に富み名望の高い人は却て斯くの如き煩雜なる事務に任ぜることを嫌つてそれが為に或は勤もすれば職業的小政治家が此等の地位を占めるような傾になるという事は免れない所であらうと思います。加之合議体なるものは申すまでもなく至つて其の活動の遅緩なるものでござりますから錯雜なる行政事務を此の活動の遅緩なる機関をして担任せしむるという事は全程無理な事であらうと思ひます……」（池田宏「東京都制論」——昭和八年一一の一〇五ページより）

つまり資産に富み名望の高い人が住民の代表に出でているならいざ知らず、職業的小政治家やフテイの輩が市会などて活躍されてはたまらないし、第一東京市のような大きな仕事を市会にまかせるのは不安である、とするわけだが、さらに一步をすすめ都の長（都長官）

「東京都を独立せしめまして其の区域より長官にいただくべし」ということである。そして区域については——

「東京都を独立せしめまして其の区域より除きますにつきましては從来の東京の都部は別に之を行政区割と為すの必要がある事は申すまでもございませぬ」

つまり東京市の区域をそのまま東京都として多摩の方は千代田県とてもすればよいが、ただ從来のゆきがかりもあるから——

「本員等の考を以てしますれば成るべく行

同じく民選の機関に之を一任して居るといふ事は府県郡との權衡を得たものとは申されない……國家が国家内の団体の組織に対して相當なる權力を有たなければならぬことを意味するのでございます。それで東京市の如き全國の首府たる大都會に於て行政を担任する所の人は例えは親任官と申す極めて重要な地位に在つて名望技術共に備つて居る所の適當なる人物をして之を担任せしむるものが最も他の制度との權衡を得たるものであらうと信ずるのでござります。」（同書同ページ）

政の機関は東京都と千代田県と之を共同にするとか或は東京都長官をして千代田県知事を兼ねしむるとか或は他の官吏をして千代田県の官吏を兼ねしむるとかいふが如き制度を執て其連絡を保つことが最必要であるうと考えます。」（同書一〇六ページ）以上の一木喜徳郎氏の説明で、その後の一貫した政府当局側の考え方はよく尽きていると言えよう。これにたいし大正年代に入り、とくに大正デモクラシーといった動きを背景に市長民選、市の府からの独立といった市側の運動が続いたことは云うまでもない。

ただこの時にあたり区に關係してとくに注意すべき動きは、大正十年三月の第四十四議会に区制案が突如として政府により提出されていることで、内容は区に対してもとんど市と同様な自治権を与えようとするものであつた。結局衆議院は通つたが、貴族院で審議未了となつた。その後この案は一回も提出されなかつたが、区側にとっては後々まで大きな刺戟となつたようである。

第三期は都制施行といふ悲劇に至る過程である。これまでともかく発展してきたデモク

ラシーの声を背景に、昭和に入つてさらに市なり区なりの民主的発展、官治制度からの脱皮の運動は続けられたのだが、現実は不幸な事件の連続で暗い時代へ突入してしまつた。

まず第一のつまづきは汚職の連発である。昭和三年板船権補償問題に端を発した市会疑惑は、京成電車の市内乗入、市営バスの購入江東青物市場使用料……と限りなく発展し、市会は内務大臣により解散されるところまでいつてしまつた。しかもそれで止まらずに、昭和六年から七年にかけて、さらにガス料金値上にからまる疑獄事件、市会議員買収事件墓地買収事件……と限りなく事件が事件を呼び、有識者の間からも自治返還論が出る始末であった。

しかも時代は満州事変から非常時へと暗い谷間に落ちてゆき、あらゆる面で統制という言葉が使われるようになつた。そして右のよううな不幸な空氣に乘じ、政府はいろいろの統制の追討をかけてきた。

さてその後は読者の皆さんがよく御存知のこととき昭和十七年七月の翼賛市会の成立——一挙に決戦態勢東京都制が成立してしまつたが、こうなつてみると、市側としてみれば、都長公選のため止むをえず府を地域とする主張をした——だから都長官選にされるならもちろん東京市が都の区域——といつもありだつたのに、府を地域とされた上そこへ官選都長官を据えられてしまつた形となつてしまつた。

つまり、東京市が東京府を払いのけて独立しようとしたのに、逆に東京府が東京市をつぶしてしまったのである。ここに、戦後今日まで東京都庁が、三多摩にたいしては県庁の役割を演ずることも、特別区にたいしては市役所の役割をなすよう複雑さ——あるいは東京都知事という一人の人間が外国の會議に出るとき場合により知事（ガバナー）といふ肩書と市長（メイヤー）という肩書を同時に使い分ける厄介さが出てくる根源がある。すなわち特別区側から云わせれば、人口五十万以上も持つ超一流大都市の実力をもぢながら、三多摩の一寒村ほどの自治権も持てないという不満が出てくるのである。東京都という行政主体が、首都・大都市行政の主体・府県行政の主体という厄介な要素を兼ねそなえてしまったのである。

さて戦争も終り民主化運動の波とともに、都知事公選、特別区の誕生……といった変革がみられ、長い過去の区自治権拡充運動の効果が実つて形式上の自治権が大いに拡充されることとなつた。しかしその後いかに都と区の間にマサツがくりかえされたか——区か

ら云えば「都は区をペテンにかけた」と怒り都側から云えれば「区は互に争い、浪費も多く信用できない」という論議がくりかえされた。か——この十年の歴史は、むしろ私などより読者の皆さんの方が、その体験を通じ、はるかによく御存知のことだらう。またもしその経過や問題点を詳しく知りたい方があれば、都政通信社から出された「特別区——都区調査の十年」（昭和三十二年）といつた部厚い本や、住本利男「地方自治はどこでゆく」（昭和三十一年）のなかのエピソード集、あるいは都制調査会と特別区協議会がそれぞれ出した資料、雑誌「都政」の諸記事……などが皆さんのすぐ手近かに入手できるものとしてあると思ふ。

さてこうして、半世紀以上に及ぶ長い長い問題点あるいは憂えられる点を私なりに老婆心的に二、三あげさせて頂こう。
まず第一は、都と区の間のマサツが今後どのように対処したらよいのである。喜んで区と国で都を演してしまつた後、國は今度は樂に区を演していくことはないだらう。ともかく親任官だから何だか知

僚の古手や、何とか大将が都長官に納まつた
あの昭和十八・九年の姿は御免である。

このことは家族にもある区をいじめると
後の復讐が恐ろしいと都へ警告を発するこ
となるかも知れないが、ともかく、特別区
の方たちも、今後自分たちの区を愛するなら
ますます天下の大勢の方にも十分眼をむけて
頂きたいと云いたい。

もし都が国の統制下に入れば、それだけ都
議会の機能は弱められるだらうし、また特別
区議会にしても同じことが云えるだらう。
ともかく私はその昔全く素人として、区は
都の一部で、区が集つてこそ都があるのだし
また都の中で始めて存在意義をもつ区だから
毎週か毎月一回は都と区の首脳部が一室に集
り、一種の最高議院のような相談会をもつて
いるものと素朴に思いこんでいたが、どうも
中に入るとどうでもなさうなのに驚いてい
る。同じ住民から選ばれている都と区の代表
なのだからもつと両者に交流の場があつてよ
い筈だ。兄弟が一家の中ご争う限り外から侮
られる。だからといって区の関係者が都にお
辞儀をしつと云ふ意味ではもちろんないが、

少くとも区の方々も、国の動き、地方制のな
りゆきには十分今後注意し研究していただき
たい。

第二の点は、前の長い歴史の第二期（大正
末から昭和初め）あたりから学ばせられるこ
とであるが、折角の東京市の主張も相次ぐ汚
職事件でつかり弱められてしまつたことを
ここで注意したい。特別区が今後いかなる主
張をし、発展をしようとするにも、区政が明
朗でないと、上からはツケこまれるし、住民
からは支持してもらえない。区政の民主化・

明朗化は絶対必要である。皆さんに一つの実
験をしてみることをおすすめするが、全くミ
スボラらしい通行人が食いし一区民——という形
をして顔の知られていない区役所へゆき、案
内の守衛からまず始めて、少しペコペコしな
がら窓口を「私はこの区民だがこの区の財政
の額と大きい費目の額だけ簡単に教えて下
さい」と尋ねて歩かれると、いろいろ貴重な
教訓が得られると思う。この実験を都庁につ
いてしても勿論同じく面白い結果が得られよ

り、「今あいにく予算書がここにないから」と
いことではなからうか。元来大都市生活が広
まるにつれ、通勤人の居住地への関心が薄ま
る傾向があり、とくに東京都の場合は区によ
る区民のための公共施設が制限され、そのた
めますます区民一般の区政にたいする関心が
弱まる危険があるわけだが、それは特別区の
運動に住民の支持を弱くさせ、そのためまた
区の行政能力が弱まるという悪循環を生む恐
れがある。ここは区として困難の多い所だろ
うが、区民のための明るい区政のみが区の發
言を強めうるという点をくりかえし申させて
頂きたい。

この外やや専門的にあるいは形式的に問題
点をならべてみよう。（区関係者の方々より
むしろ都当局に云うべき点かもしれないが）
区長の選任方法がともかく現状は任命制と
公選制の中間の妙な「足して二で割る」式の
形となり、区長が決まるまでに多く見られる
区議会各派の駆引はジャーナリズムを通じ
都民に非常なマイナス的印象となつてゐるよ

うだが、これはどうしたらよい？

区の職員は都の職員でいて区長の指揮下にあるような形だし、さらにこれに加えて千数名から区の職員がいたり人事制度は複雑であり、また都区・各区間の人事交流が停滞しがちと聞くが、これは現在の都区の問題の大きなシワ寄せを受ける結果となつてゐる。なんとか清新の気分を注入できないものか？

区域の問題で、ます広く都の区域に三多摩とくに西多摩の奥や青ヶ島を入れるべきなにかどうか（この辺は政治的に選挙の票などもからみ重大問題だらうが、ともかく現状では前へのべたごとく都の性格は複雑であり、これがそのまま特別区の性格を複雑なものとさせていふ）さらに首都圏のごとくもっと広くするべきか？また戦後できた二十二区（次いで二十三区）の分け方はこれでよいか、もとは三十五区だつたし、さらに極端に江戸八百八町時代みたいに細分するか、ニューヨーク市式に五区位に大きく合併してしまうか、どう考えるか？

区議会について、私は各区それぞれの実情をよく知らないが、昔の名譽職式に議員さん

の仕事を地元の地主さんや旦那さんで暇のある人に無給でしてもらおう、或いは千人に近い区議員さんは多すぎるから減らせといふ声を聞かされている。私はそうは思わないがともかく現状でよいのだろうか？

区と都の事務分配——これは大変な問題だし財政問題にそのままつながる。

区財政をどうするか？少くも現在の財政調整をめぐり毎年秋から冬とかれこれ半年間都の行政部と区側とが年中行事のように消費（浪費？）するエネルギーはとてもない量に及ぶようだが、これをなんとか簡単にすまされないか、あるいは区内部で解決できぬものか？今の現状はロンドンのよう区が税務行政を握る形と、ニューヨーク市のように都がそれを握る形とのちようど中間にある。現状を前提とする限り私は財政調整は不可避免と思うが、あの騒ぎ、とくに納付金をめぐる問題は納付区からみても誠に不合理と映する

つながり、その背景に、話せば長い過去の因縁が複雑に重なりあいながら出てくると同時に現在の大都市東京の生きた姿をつかまなければ分らないこととなつてゐる。したがつて、ここで第三者として読者の皆さんへお願ひしたいことは、一方で皆さんそれぞの区の経済・財政をよく捕え、区の実情に通じて頂くとともに、他方で東京全体の動きからみた皆さんの区の地位を把握して頂くこと、また都制からさらに現在の地方制度全体の流れをつかんで、その一環として特別区の諸問題を考えるように大いに研究して頂くこと、少なくも外から侮られないよう二十三区が仲よく協力し、また都と仲よくなれる共通の場が見出せる限りそれをつくること、そして少しうまく多くの区民の声を聞き、より明るい区民のための区政をひろげてゆくこと……である。

（なお本稿はまつたくの私見で筆者の関係している諸公的機関と何の関係もないことを附言させて頂く）